平成２７年（フ）第８３０号
埼玉県川口市大字道合1328番地の２　道合神戸住宅Ｅ棟　310号室
債務者　安藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８７７号
埼玉県戸田市下戸田２丁目23番６―305号
債務者　秋葉　麻美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８９７号
埼玉県鴻巣市箕田116番地２　203号室　幸村グリーンハイツ
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１９号
埼玉県蕨市南町１丁目26番５号　林荘101号
債務者　光本　民子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２５号
さいたま市緑区東浦和３丁目18番地９
債務者　山本　貞勝
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９３１号
埼玉県加須市騎西４番地１　ファーストシンメイ元町裏202号室
債務者　坂本　敏夫
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
埼玉県春日部市備後西３丁目８番43号　メゾンアザレア102号
債務者　北原芙蓉子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
埼玉県熊谷市宮前町２―100　宮前町ビル301号室、住民票上の住所群馬県館林市尾曳町28番15号
債務者　根岸　喜宏
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２６８号
相模原市緑区久保沢１丁目10番41号　平野ビル７　301号
債務者　森山　昌道
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９９号
相模原市南区相模台２丁目14番６号　さがみスクエア201
債務者　北島　利成
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３２５号
大阪府泉佐野市湊２丁目３番40号
債務者　岩崎タガネ製作所こと　岩崎　　滿
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４００号
大阪府和泉市伏屋町２丁目17番10号
債務者　板倉　浩志
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４０１号
大阪府和泉市伏屋町２丁目17番10号
債務者　板倉　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４０９号
大阪府貝塚市海塚96番地２岸上住宅201号
債務者　北井　亮一
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３５号
大阪府岸和田市下松町２丁目19番24―402号
債務者　矢盛　大祐
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３８号
大阪府泉南郡田尻町吉見596番地６サンエハイツ501号室、前住所大阪府泉佐野市高松西１丁目2057番地の１―212
債務者　川眞田悦史
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２２４号
札幌市東区北15条東１丁目４番23―101号
債務者　浦田　利明
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６４号
札幌市中央区南８条西５丁目289番地　シャルム南８条405号
債務者　早坂　明子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで札幌地方裁判所民事第４部